
令和4年 第2回 宇美町議会臨時会会議録 (第1日)

令和4年4月21日宇美町議会臨時会を宇美町議会議場に招集した

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の提案総括説明
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (専決第3号 町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (専決第4号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第26号 財産の取得について (内容 オンデマンドバス購入)
- 日程第7 議案第27号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第8 議案第28号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第9 議案第29号 令和4年度宇美町一般会計補正予算 (第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の提案総括説明
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (専決第3号 町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (専決第4号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第26号 財産の取得について (内容 オンデマンドバス購入)
- 日程第7 議案第27号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第8 議案第28号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第9 議案第29号 令和4年度宇美町一般会計補正予算 (第2号)

出席議員 (12名)

1番 小林 孝昭

2番 安川 禎幸

3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和
書記 中山 直子 書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	佐々木壮一朗
総務課長	佐伯 剛美	危機管理課長	藤木 義和
財政課長	中西 敏光	まちづくり課長補佐	浦本 亜衣
税務課長	松田 博幸	会計課長	瓦田 浩一
住民課長	八島 勝行	健康福祉課長	尾上 靖子
環境農林課長	工藤 正人	管財課長	矢野 量久
都市整備課長	安川 忠行	上下水道課長	前田 友博
学校教育課長	川畑 廣典	社会教育課長	飯西 美咲
こどもみらい課長	太田 一男		

10時00分開会

○議会事務局長（太田美和君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程をお配りしていますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和4年第2回宇美町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、3番、高橋議員及び4番、丸山議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討いたしました結果、本臨時会の会期は4月21日、本日限りとすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日4月21日、1日間とすることで決定いたしました。

日程第3. 町長の提案総括説明

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、町長の提案総括説明を議題といたします。

町長より本臨時会に提案されました案件は、専決処分の承認案2件、財産の取得案1件、予算案3件の計6件であります。

町長の提案総括説明を求めます。安川町長。

○町長（安川茂伸君） 皆さん、おはようございます。よろしく願いいたします。

本日、宇美町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに御多忙の中御出席いただき、誠にありがとうございます。

本臨時会に提案しております議案は、専決処分2件、財産の取得案件1件、予算案件3件の計6件であります。

承認第1号は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布され、その一部が翌4月1日に施行されることに伴い、緊急に町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、令和4年3月31日に専決処分を行っており、議会の承認を求めるものであります。

主な改正内容は、固定資産税の負担調整措置や個人住民税の住宅ローン控除制度の特例の延長であります。

承認第2号は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年3月31日に公布され、翌4月1日に施行されることに伴い、緊急に宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和4年3月31日に専決処分を行っており、議会の承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うものです。

議案第26号の財産の取得については、令和5年2月からオンデマンドバスを導入するに当たり、当該車両を取得するため、宇美町町有財産の取得管理及び処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号の令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ138万8,000円を追加し、予算総額を39億5,782万8,000円とするものです。

補正の主な内容は、国民健康保険事業に係る事務の一部を民間事業者に委託するために必要な経費を増額するものであります。

議案第28号の宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収支の支出で689万8,000円減額して7億7,563万3,000円としております。

これにより今年度の純利益は1,762万円余となる見込みであります。

議案第29号の令和4年度一般会計補正予算（第2号）は、所信表明で掲げた5つのビジョンを達成するために必要な事業費、骨格編成から除いた新規事業や政策的経費、新型コロナウイルス感染症対策経費のほか、現下の課題についてスピード感を持って対応するため、必要な経費を中心に編成するものでございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4億5,967万8,000円を追加し、122億5,695万6,000円とするものです。また、債務負担行為及び地方債の補正を併せて提案しております。

3月議会で提案いたしました義務的経費を中心に編成した当初予算、いわゆる骨格予算に追加提案いたしました補正予算（第1号）と、今回提案しています補正予算（第2号）とを併せて、令和4年度宇美町一般会計予算とし、前年度当初予算との比較では3億8,364万1,000円の増額となり、当初予算としては過去最大規模となります。

主な事業は、共働事業提案制度（行政提案型）全22事業の追加経費、宇美町歴史サポーター養成のための経費、放課後児童クラブ空調更新工事費、小中学校校内ネットワーク運用支援業務委託料や校務用パソコン等のリース更新費、宇美小学校体育館外壁等改修工事の設計業務委託費、中学校給食食器更新費用、町道長谷～松ヶ本線歩道整備工事費、子宮頸がんワクチン接種の積極的な勧奨の再開に伴う接種費、小学6年生と中学2年生を対象に実施するうみっ子健診経費、要支援者の個別避難計画作成に関するアンケート調査郵便料、地域公共交通活性化協議会への負担金、議会ペーパーレス会議システム導入費、子育てや介護関係の26業務を行う行政手続オンライン化に係る経費、スマートフォン講座の全20回開催経費、町の情報発信強化に係る議会インターネット配信や公式ライン情報配信システムの導入費用のほか、役場庁舎南館トイレ改修工事費、四王寺坂地内の町有のり面小段側溝周辺伐採剪定業務委託費、JR宇美駅前広場整備工事費、

プレミアム付き地域商品券発行事業費、町道炭焼～新田原線狭あい道路改良工事費、その他新型コロナウイルス対策費として、確定申告会場感染防止対策事業費などを新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業として計上しています。

今回の補正予算の計上に必要な財源は、社会資本整備総合交付金や地方創生臨時交付金、自治体オンライン手続推進事業費補助金、農山漁村地域整備交付金などの国県支出金、歩み出そう次の100年基金や財政調整基金の繰入金、前年度繰越金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金や公共施設等適正管理推進事業債などを計上しています。

以上で提案総括説明を終わりますが、議案が議題となりましたときには、担当者から詳細に説明させますので、議決いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、町長の提案総括説明を終結します。

日程第4. 承認第1号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松田税務課長。

○税務課長（松田博幸君） 改めまして、おはようございます。

それでは、承認第1号につきまして、税務課より御説明いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めらるるものでございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に町税条例の一部を改正する必要性が生じ、令和4年3月31日に町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものである。これが、この議案を提出する理由でございます。

この町税条例でございますが、地方税法に準拠して昭和26年に公布いたしております。

今回、上位法であります地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月22日に参議院本会議にて可決し、3月31日公布、一部を除き4月1日に施行となりましたことから、町税条例等の一部を早急に改正する必要性が生じました。しかしながら、町議会を招集するいとまがなかったため、専決処分をさせていただいたところでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページが専決処分書でございます。

次のページをお願いいたします。

3ページからは町税条例等の一部を改正する条例の改め文でございます。3ページから7ページまでとなっております。

9ページをお願いします。

町税条例新旧対照表でございます。表の左側が改正案、右側が現行の条文で、アンダーラインの部分が改正された箇所となります。9ページから25ページまでが新旧対照表でございます。

それでは、27ページをお願いいたします。

この町税条例等の一部を改正する条例の改正概要で、内容の御説明をさせていただきます。

まず、固定資産税についてであります。

最初は、土地に係る固定資産税の負担調整措置については、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%とすることとされました。

なお、この措置によって、税額として約650万円の減となります。

2点目は、宇美町においては該当するものはないと思われませんが、固定資産税等の特例措置、わがまち特例ですが、これのうち特定都市河川浸水被害対策法による貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設するものでございます。

次に、個人住民税でございます。住宅ローン控除制度の特例の延長でございます。

令和4年分以後の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用があるもののうち、当該年分の住宅借入金特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額の控除限度額の範囲内で減額するものであります。この措置による令和5年度以降の個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっております。

その他の改正内容につきましては、28ページから31ページにかけて、条文ごとに改正概要と施行日等を添付いたしておりますので、後ほど改め文と新旧対照表とを御参照していただければと思います。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 9番、鳴海です。今回、専決処分ということで2件出ておりますけれども、なぜ専決処分にしたのか事情は分かりました。31日に法律が参議院で決まったので、4月1日から施行だったので、議会を招集するいとまがなかったという事情はよく分かるんですけども、

やはり専決処分というのは元来やるべきではない。議会を通さずに決めて、事後承諾を求めるような形で物事を決めるというのは、やはりやるべきではないというのが私の考えでありまして、内容はともかくとして、本当に国の——国が3月31日にこの動きを事前に本当は分かってたんじゃないのかなと思うんです。

勝手な言い分で申し訳ないんですけども、もし事前に分かっているようでしたら、31日の遅い時間でも緊急に議会を招集してでも、4月1日の施行に間に合わせるために、議会を緊急にでも行って審議するべき、本来はするべきだったのではないかというふうに私は考えるわけですけども、これ本当にこの国の動きっていうのを町は把握できていなかったのかと。本当に緊急で全く打つ手がなくて、やむなく専決処分にするしかなかった。そこら辺の経緯についてどうだったのかということについて質問したいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 松田税務課長。

○税務課長（松田博幸君） 改正については3月に入って3回、県から国の改正予定の分が来ている。ですけども、最終的に確定するのが、公布される3月31日に公布。ですから、まだそれまでは内容の変更があるかもしれないということになっていきますので、3月31日も時間が、公布の時間がはっきり分かりません。ですから、議会を招集するいとまがなかったってことです。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、承認第1号は承認することに決定されました。

日程第5. 承認第2号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） それでは、承認第2号について御説明をいたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、その承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、緊急に宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、令和4年3月31日に宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものでございます。

お手元の議案の1ページが専決処分書、2ページが国保税条例の一部を改正する条例、3ページから4ページが国保税条例の新旧対照表、5ページが改正の資料となっております。

内容につきましては、5ページの改正資料にて御説明をいたします。5ページをお開きください。

課税限度額の改正でございますが、国民健康保険税の課税限度額につきましては、国の方針として、高所得者にも応分の負担を求め、負担感が重いと言われる中間所得層に配慮するため、限度額を超過する世帯の割合が国保加入世帯の1.5%に近づくよう、課税限度額を段階的に引き上げております。

令和4年度の課税限度額につきましては、地方税法等の改正に合わせまして、医療分を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等分を19万円から20万円にそれぞれ引き上げ、全体で102万円とするものでございます。

参考として、資料の下段に、限度額に達する世帯の収入等の金額を記載しております。試算は単身世帯で行っておりますが、収入額で約970万円、所得額で約775万円の方が限度額に達することとなり、これ以上の所得がある方でも、保険税は限度額である102万円となります。

次に、資料の2ページをお願いします。

2ページの附則でございますが、附則の第1項では施行期日を定め、第2項で適用の区分を定めております。令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 今回の改正により影響を与える方の人数、宇美町で住民の方で結構です。

加入者で結構ですから。あとどのくらいの金額になるのか、全体で税収として上がってくるのか、説明をしていただけますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 課税は世帯ごとに行っておりますので、対象世帯数ということでお答えさせていただきます。

2月末の現在の状況でございますが、限度額を超過している世帯が14世帯ございます。これらの方が対象となる見込みでございます。

税収の増額といいますのは、限度額が3万円増えますので、このままの状況でいきますと3万円掛け14世帯、その分が増額というふうな形になります。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、承認第2号は承認することに決定されました。

日程第6. 議案第26号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、議案第26号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。浦本まちづくり課長補佐。

○まちづくり課長補佐（浦本亜衣君） 失礼いたします。まちづくり課より説明をさせていただきます。

議案第26号 財産の取得について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。令和4年4月21日、宇美町長安川茂伸。

1、取得備品の名称につきましては、オンデマンドバスであります。2、契約方法は随意契約、3、契約金額2,660万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税は240万9,688円）。4、契約の相手方、福岡県福岡市博多区千代五丁目21番13号、西鉄エム・テック株式会社、代表取締役社長堀江広重でございます。

提案理由でございますが、令和5年2月からオンデマンドバス導入をするに当たり、当該車両を取得するため、宇美町町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、議会の

議決を求めるものであります。

今回、契約の相手方である当該事業者1社との随意契約をした理由としましては、後ほど取得備品の内容で説明をさせていただきますけれども、オンデマンドバスの車両の中に搭載する西鉄グループのニモカなどの交通系ICカード決済機器の取扱いが可能な事業者が限定されます。この機能の装備については、ほかの交通機関との乗り継ぎの利便性に加え、現金を触らないという新しい生活様式に即した運用、そしてデジタル技術を活用するオンデマンドバスの性質上、必須のものと考えているためでございます。

恐れ入りますが、別紙資料の1ページをお開きください。

別紙参考資料といたしまして、議案第26号の概要を添付しております。

1、取得備品の内容につきましては、車両の主な仕様として、ステーションワゴン型。2WD、6AT。車両総重量は2,970キログラム以下。全長5,830ミリメートル以下。全高2,285ミリメートル以下。全幅1,880ミリメートル以下。定員は10名。燃料の種類は軽油です。装備として主なものになりますけれども、交通系ICカード決済機器、電動格納ステップ、バックモニター、電動スライドドア、飛沫感染対策セパレーター、ウイルス感染対策機器等を搭載いたします。数量は4台としております。

車両のイメージとして、次の2ページに参考写真をお示ししておりますので、恐れ入りますが、御参照いただけますと助かります。4として、取得備品のイメージ、既にオンデマンドバスを導入している自治体の事例を参考に記載しております。こちらハイエースの画像となっております。当町も同様にハイエースを導入する予定としております。外装及び乗車口でございます。電動格納ステップと電動スライドドアを乗車口に設置予定としております。内装としては、真ん中の写真になりますが、運転席と利用者との間に飛沫感染セパレーターを設置いたします。また、一番下の写真になりますが、車両の天井のほうにウイルス感染対策機器を装備いたします。

恐れ入ります。再度1ページにお戻りください。

2番、納入期限につきましては、令和4年12月28日としております。

こちらの財源内訳を3番に載せております。契約金額2,660万円。このうち表の左側になりますが、デジタル田園都市国家構想推進交付金として50%、1,330万円となっております。残りの50%は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となります。

この表の右側上段部分の40%分、1,064万円につきましては、市町村ごとに割当てをされている臨時交付金の交付限度額（地方単独事業分）とは別枠で措置をされることとなります。そして、下段の残り10%、266万円、こちらにつきましては地方単独事業分として充当させていただくこととしております。

最後に、現在、全国的に新車の納入に大変時間がかかっております。さきの3月議会最終日に

関連予算の御承認を頂きまして、議会終了後、すぐに契約にかかる事務を進め、仮契約を締結しているところでございます。この後もスピード感と着実な取組を心がけつつ、令和5年2月のオンデマンドバスの導入に向けて進めてまいりたいと思います。

以上で御説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御議決いただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○7番（入江政行君） オンデマンドバスの導入については、大変喜ばしいことなんですけども、以前、何度か質問したと思うんですけども、車両について、例えば高齢者及び身体障がい者の方々に配慮した車両を取り入れるのかと。ここにイメージを見ますと、電動格納ステップがこれ取り入れているんですけども、車椅子の方はこれ乗降できるのかなと考えています。その辺も含めて、取り入れるのであれば、そういう方々に対しての配慮も含めた車両を取り入れるべきじゃないかなと思っているんですけど、その辺についてはどう考えてあるか、お答えいただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 浦本まちづくり課長補佐。

○まちづくり課長補佐（浦本亜衣君） 御回答させていただきます。

このバスの仕様自体は、実は14人乗りとなっております、一番後ろの4人の席を全て排除して、改造して、車椅子でもし乗られる方がいらっしゃれば、そこに積み上げをすることはできるようにしております。

ただ、通常走っているような介護タクシーのようにリフトがついているものではございませんので、どなたか介助の必要な、手を借りるような形にはなりません。そこで乗っていただくという形になります。

あくまでも今現在走っておりますハピネス号、こちらにつきましても、そういったリフトがついていないものでありまして、今回導入するものについても、ハピネス号の代替となるバスというふうに考えておりますので、そういった特別な仕様の車という形になりますと、介護保険のサービスであるような、福祉サービスの車という形で対応を別のサービスでしていただかないといけないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、入江議員。

○7番（入江政行君） だから、せっかく今回、初めて導入するわけですから、そういう点も含めて考えるべきだと思うんです。そうすると一般的に町民の方に、多分その利用性があるということが出るんで、もう一度、そういった高齢者及び身体障がい者の方々に配慮したバスの導入について再考はできませんか。できないか。

○議長（古賀ひろ子君） 浦本課長補佐。

○まちづくり課長補佐（浦本亜衣君） 今回導入をしますオンデマンドバスについては、あくまでも車椅子は後ろに、人の手を借りて積ませていただいて、また人の手を借りて乗ることが可能な方という形での導入を考えております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） まず、随意契約ということでしたけれども、落札率というのはどのようになっていますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 時間かかりますね。では丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 説明の中で、交通系ICカードの決済機器が、それを活用する、ニモカをフル活用ということで理解していいかと思えますけれども、今後の展開も含めて、ぜひここはお答えいただきたいと思うんですけれども、西鉄バスというのは、初乗運賃というのがかかってきますよね。例えばある一定の地域から宇美駅までのルートを使いますと。それからバスに、西鉄バスの路線バスに乗換えて、どこかに通学等、通勤等でいく際、せっかくこういったニモカも使うんで、初乗運賃の軽減とかってというのは結びつかないのかなと。ぜひそういったことまで考慮しての交通系IC機器決済機能じゃないかなと思っているんですけど、お答えできますか。そういった初乗運賃、次に路線バスに乗ったときの初乗運賃の軽減等は考えてないのか。ぜひそういったところに結びつけばありがたいなと思っているんですけれども、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 浦本課長補佐。

○まちづくり課長補佐（浦本亜衣君） ほかのタクシーとか西鉄バスとかと、またJRとの協議等にはなるとは思いますが、現在のところは乗り継ぎをしたときの軽減というのは考えていないところです。

○議長（古賀ひろ子君） 4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） そこをぜひ考えていただけないかと思っているんですけど、副町長、いかがですか、その辺のお考えは。ぜひ回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田副町長。

○副町長（原田和幸君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

このオンデマンドバスの料金の設定も含めて、まだこれから協議会の中で詳しく論議をしていくこととなります。その協議会の中にも西鉄、あるいはタクシー事業者さんも入っていただいていますので、詳しくはその中で協議をすることになるかと思えます。基本的に別の事業になりますので、乗り継ぎについてどうするっていうのは、西鉄さんのほうでいろいろ検討していただくことになるかと思えますけれども、町民の方にとって利便性が高まるような方向で論議ができたらというふうには思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 浦本課長補佐。

○まちづくり課長補佐（浦本亜衣君） 先ほどの落札率、すみません、お時間取りました。予算が2,970万円でしたので、89.6%になります。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 今回のオンデマンドバスは交通系ICカード決済機器を搭載ということで、現金での決済についてはどういう形を考えられているのか。運転手さんに直接手渡しするのか、何か箱みたいなものを置く。どういう形を考えられていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 浦本課長補佐。

○まちづくり課長補佐（浦本亜衣君） 運転手さんと利用者さんの間にこういった決済機器と、あと運賃を入れるバスのような形になっているので、現金での利用も可能になっています。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号 財産の取得についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第27号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、議案第27号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） それでは、議案第27号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億5,782万8,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、国民健康保険事業を効率的かつ的確に遂行するため、当該事業に係る事務の一部を民間事業者に委託するために必要な経費を追加するものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。16、17ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の12節委託料138万8,000円の増額は、新たに国民健康保険事業のうち国保税の還付や高額療養費等の支給処理に係る事務の委託に要する費用を増額するものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。12ページ、13ページをお開きください。

6款1項1目前年度繰越金138万8,000円の増額は、本補正予算における収支をここで調整するものでございます。

なお、本補正予算に係る審議事業の概略を予算書に添付しております。4月臨時議会議案資料綴国民健康保険特別会計補正予算（第1号）事業一覧表に記載しておりますので、御確認をお願いします。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○7番（入江政行君） 事業一覧で説明いたします。国民健康保険事務処理業務委託という、民間委託ということで、ここに補正予算計上されていますけども、これは今在籍してある職員さんで業務が遂行できないのかどうかということを初めに聞きたいんですけど、どうぞお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） この事業一覧のほうに記載しております①から③までの事務につきましては、現在職員のほうで対応しております。ただ国民健康保険の事務につきましては窓口業務と、それから補助金等の交付のために必要な統計資料の整理とか、その他もろもろございまして、これらの事業、事務について、これも含めて時間外勤務がかなり多く発生しております。そういったことを解消するためにも、これらの事務を民間のほうに委託して、適切な業務ができるように事務の改善を図るものでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○7番（入江政行君） 私、考えたんですが、こういった取組が将来的にわたって正規社員の人員

削減を視野に入れた取組の一環ではないかと考えているんですが、そういうことはないですね。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 職員の削減というものを目的としたものではなくて、定型的な事務については外部に委託して、それによって空いた時間については政策的な判断と、職員でなければならない仕事を振り向けるために行うものでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○7番（入江政行君） 人員削減の一環ということではないということですね。それと民間に委託することによって、情報が外部に漏えいすることも考えられるんです。そういったセキュリティーの面で対策は取られているのかどうかをお聞きしたいんですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 今回事務を委託する内容につきましては、主に現在、紙で情報が提供されてきて、それに対して処理を行うと、そういったものでございます。当然従事する職員に対しましては守秘義務と、公務員に求められているのと同等の守秘義務を制約させると、そういったふうな措置も講じていこうと考えております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 事務処理業務の一部を民間事業者へ委託ということですが、要するに時間外勤務も多いので、その仕事の一部、業務の一部を民間事業者へ委託することなんですけども、これは新規の採用で対応ということにはならず、民間事業に委託するというふうな選択を取ったというのは、どうも私、まだ今までの説明で理解できないものですから、なぜ正規の職員を採用せずに、こういう形を選択したのかということについて、もう少し詳しい説明を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 今回委託の対象としている事務につきましては、一応若干統計しておりますが、全部で月間60時間程度の事務量でございます。ということでございますから、1名の増とかいうことではなく、場合によっては会計年度任用職員で対応ということも考えられますけども、事務の一部でありながら専門的な業務もございまして、委託をしてそのノウハウをしっかりと次に吸収していきたいということで委託を考えております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 肝腎の委託先なんです。どこに委託しようと考えているのか。事業者さん、どこになるんですか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 令和4年度におきましては、現在、住民課の他の住民系の証明書発行

業務ですね、そういったものを委託しております福岡ソフトウェアセンター、こちらと随意契約を考えております。

ここと随意契約をする理由でございますが、当然、既に住民系の窓口のほうで大体13名ほど職員を配置させていただいております。それらの職員にちょっと事務量を増やしてすることによって事務を処理できるということもございますので、効率的かつ人材もしっかりと確保できるということから、1社との随契を考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 先ほど入江議員も御心配されていたと思うんです。情報漏えいとか、そういったのが気になる場所なんですけど、執務する場所、1階のフロアで執務をするんですか。どこで執務をするのか。要するに個人情報を抱えて、あちこち移動するようなことがあってはならないんじゃないかなと思っているんですけども、その執務の場所。そして、イメージとしては、そういった人材派遣による委託というふうに考えていいのか。その辺はどうなんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） まず、執務の場所につきましては、住民課の国保医療系の奥のほうにスペースがございますので、そこでさせようと思っております。今回の事務は人材派遣じゃなく、あくまでも業務委託で対応です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第28号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第8、議案第28号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博君） 失礼いたします。議案第28号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で、収益的支出において、既決予定額7億8,253万1,000円を689万8,000円減額補正いたしまして、7億7,563万3,000円とするものでございます。

資料につきましては、4月臨時議会議案資料綴上水道事業会計補正予算事業一覧表を御参照、お願いいたします。

それでは、予算書の4ページ、5ページ、お願いいたします。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費32節受水費778万1,000円の減額は、福岡地区水道企業団からの受水量の一部を太宰府市へ融通する協定を本年3月28日に締結したことから、融通水量相当の受水費を減額補正として計上いたしております。

融通期間といたしましては、本年4月1日から7月31日までの4か月間で、1日当たり500立方メートル、総融通水量としましては6万1,000立方メートルとなるものでございます。

3目総係費16節委託料79万2,000円の増額は、上下水道料金の口座振替申請手続にオンラインサービスを導入するためのシステム改修業務を委託するものでございます。

オンラインサービスを利用することで、金融機関から提供される口座等の登録情報が電子化されるため、上下水道料金システムに当該情報を取り込む機能を構築し、窓口や郵便はがきによる口座振替に係る手続のペーパーレス化や手続期間の短縮、業務の効率化を図るものでございます。

17節手数料9万1,000円の増額は、オンラインサービスの導入に伴い、口座振替受付サービス手数料といたしまして銀行に支払うものでございます。

今回の補正により本年度の収支は1,762万余の純利益が見込まれ、今年度末の資金残高は4億6,328万円余となる見込みでございます。

以上で説明終わりますが、御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○7番（入江政行君） ここに受水費の減額されているんですけど、私、手放しで喜べないと考えております。なぜかという、太宰府に融通することによって減額になってるということは、その分、受水しているわけですね。ということは余分に受水してるんじゃないかなということが考えられるんです。

例えば太宰府に融通しなかった場合、6万100立方メートルの水は融通されてなかった場合、どのような使い方がされるのか、お聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博君） 融通分につきましては、さきの一般質問でも鳴海議員からいろいろと御指摘いただいております。今回、当町におきましても、本年1月から3月までの降雨量が非常に少なく、年間通しての平均降雨量の約60%程度という状況でございました。実際問題、貯水池の水位も通常の五十数%まで低下していたところでございます。断水等の――過去に断水等もございましたので、そういうことを踏まえすと、町民の皆様に安全・安心で安定的な供給をするためにも必要な給水量だったと思っております。

ただし、太宰府市さんから――太宰府市さんのほうにつきましても、山神水道企業団からの20%のカットがあっているということもございました。そこで、当町としましても、できる限り、協力していきたいというところもございましたので、自己水源等も考慮しながら、志免町さんの融通分も3月で終わってしまいましたので、その分を含めた形で、太宰府さんに日当たり500トンの融通をするというふうに決めたところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、入江議員。

○7番（入江政行君） 今の説明を聞きますと、降雨量が少ないから渇水対策として受水していたということですね、今。それが渇水対策は行わなくてよかったですので融通したと。これ過去にも私、何度か質問したんですけど、余分に、いつも受水量、多いんです。

以前も那珂川市、または志免にも融通されていました。だから、融通するために受水をしてるわけじゃないんでしょうけども、多分、前も変動の中で渇水のために融通してるということを今聞かれるんですけども、私の考えでは、余分に買ってるんじゃないかということが懸念としてあるんです。それが、すなわち町民に対しての水道料金の高騰につながってるんじゃないかなということがありますんで、その辺の、これは最終的には地区企業団との契約になると思うんですけども、そこをしっかりと立場を考えていていただきたいと思っております。

回答は要りません。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 太宰府が水が少なくなっていると。融通していただけるということで、こ

れはありがたい話じゃないかなと思っているわけなんです、同じ福岡都市圏で、ほかに水が足りないって言っているような自治体っていうのはないんでしょうか。ぜひ、そういったところとも協議しながら、もうちょっと融通水量が増えていくとありがたい話だと思っておりますが、そういったところの協議、また情報、そういったことは入っておりますか。協議はされていますか。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博君） 失礼します。融通水量につきましては、糟屋地区の水道協会の会議の中とか、そういうので協議していくというふうには考えております。

また、私自身も他町のほうに出向きまして、融通のほうはどうかとかという話もさせていただいております。現時点ではまだ大きな——今年度におきましては今の時点ではございませんけど、将来的にはどうにかできるような見通しも考えているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） あとその下、79万2,000円の料金システム業務委託料なんです。これは一度限りの支出と考えていいんですか。それとも、来年度も同じ金額がずっとかかってくると思えるべきなのか。どうなんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博君） ただいまシステムの改修業務ということになりますので、一度限りのシステム改修ということになります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 9番、鳴海です。先ほどの丸山議員の質問に関連でございすけども、5ページです。今度上下水道の料金の口座振替の申込み手続にオンラインサービスを導入することですけれども、それで79万2,000円上がっております。オンラインサービスっていうのは時代の流れで、徐々にこういったものが広がっていくっていうのは止めようがないといえますか、ある意味、ある一種、仕方のない話かなとは思いますが、2点ほど気になることがあります。まず1点が金融機関から提供される口座等の登録情報が電子化されるって、これ結構大事な情報なんですけども、これがオンライン化されることによって、ちゃんとセキュリティーはしっかり保たれるんだろうかという点が1点、気になる場所なんですけど、まずはセキュリティーの問題です。これちゃんと登録情報がしっかり守られるのか。この点、対策について質問します。

○議長（古賀ひろ子君） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博君） まず、銀行への口座のセキュリティーの関係につきましては、基本的には銀行のホームページ、そちらから入っていただいて、そちらの中から24時間、受付ができるというふうになっております。そこで口座の情報等を入力していただき、その後、口座の手続、もしくは変更とかいうのをやっていただいた後に、役場のほうに情報がやってくるという仕組みになります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） それともう1つ心配なのが、こういった新しいサービスが始まったときに、どうしてもそれに不慣れな人たちです。こういったパソコンとかスマホとか、こういったオンラインサービスについて、どうも扱いが慣れないという人たちが取り残されていかないかどうかっていうところが非常に、要するにオンライン難民って言われる人たちです。こういう人たちに対して、フォローしていく体制っていうのが必要なんじゃないかなと思うんですけど、こういったオンラインサービスに慣れていない人たちがこういったものを利用する場合に、窓口で相談受け付けるとか、何か広報でこういうふうにするんですよとか、そういうフォローする体制が必要ではないかなというふうに思うんです。

また、銀行から入力するっていう説明だったんですけど、今銀行のホームページそっくりに偽装した詐欺サイトなんかもあって、知らない人が銀行のホームページだと思って個人番号入力したら、全然違うところで、個人番号盗まれたとか、そういう被害の話も聞いてますんで、こういった詐欺にも注意しましょうという啓蒙っていう、注意を呼びかけることも必要なんじゃないかなと思いますけども、そういったことについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博君） まず、銀行からの口座振替につきましては、基本的にネット上で行う仕組みになります。もちろん窓口では直接書いていただいたり、もしくは郵送という手続はもちろん残りますので、その辺に関しては、また親切に説明してまいりたいなと思っております。

それから、セキュリティー関係につきましては、今現在、銀行の登録する際にも、URLとかでメールがまた戻ってきたりして、それをまた登録するという形を取っていますので、その辺につきましては、銀行のほうでセキュリティーはきっちりなされているというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時10分まで休憩に入ります。

11時02分休憩

.....

11時10分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第9. 議案第29号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第9、議案第29号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 失礼いたします。議案第29号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開き願います。

令和4年度宇美町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ4億5,967万8,000円を追加し、予算総額を122億5,695万6,000円とするものでございます。

第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正を併せて提案をしております。

今回の補正予算も3月議会で追加提案させていただきました補正予算（第1号）と同じく、当初予算の肉づけを行うもので、肉づけ後の当初予算と前年度の当初予算との比較では3億8,364万1,000円の増額となり、当初予算としては過去最大規模となります。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料につきましては、4月臨時議会議案資料綴一般会計補正予算（第2号）事業一覧表を御参照ください。

予算書の24、25ページをお願いいたします。

1款議会費1項議会費1目議会費の議会運営経費325万1,000円の増額は、議員コンプ

ライアンス研修の経費に係る講師謝礼金19万1,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本会議等の映像をライブ配信や録画配信するための議会インターネット配信業務委託料133万1,000円、会議で配付する紙や印刷に係るコスト削減や業務効率化、ウェブ会議の環境整備などを図るため、ペーパーレス会議システムリース料106万8,000円が主なものです。

26、27ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の総務関係職員人件費1,575万8,000円は、副町長定数条例の一部を改正する条例で、1名増となった副町長の人件費を計上するものです。

2目文書広報費の広報広聴事業費211万8,000円は、イベント案内や災害情報などを発信し、住民等への情報発信の拡充を図るために必要なLINEメッセージングサービスの利用料を24万8,000円、ライン公式アカウントを導入するための公式LINE情報発信システム導入業務委託料187万円を計上するものです。

なお、これらの事業については地方創生臨時交付金を活用いたします。

5目財産管理費の庁舎維持管理費4,478万5,000円は、改修から20年以上が経過している役場庁舎3階等の空調設備を改修するための設計業務委託料143万円と空調機器取替工事請負費4,202万円を計上しています。

また、庁舎南館トイレを洋式化するため、庁舎トイレ等改修工事請負費を133万5,000円計上するものです。

中段の公有財産管理費340万円は、四王寺坂二丁目地内の町有地のり面内に設置されている小段側溝付近に植生する樹木が、排水機能の保持に支障を来すことが予見されるため実施する町有地樹木管理業務委託料337万5,000円と、登録から15年以上が経過した公用車を今年度末に入れ替えるため、公用車リース料2万5,000円を計上するものです。

下段のJR宇美駅前広場運営経費156万2,000円は、アフターコロナを見据えて、今後JR宇美駅前広場においてイベント等を開催する際に、キッチンカーなどが出店できる環境を整えるために行う水道整備や電気設備の増設をするため、JR宇美駅前広場整備工事請負費156万2,000円を計上するものです。

28、29ページをお願いいたします。

7目電子計算費の情報システム管理費9万2,000円は、議会のペーパーレス会議システムに係るインターネット回線の通信運搬費を計上するものです。

情報システム共同化事業費2,092万円は、子育てや介護関係の26業務を行う行政手続オンライン申請管理システムの導入やネットワーク改修業務委託料、口座振替申込みに係る手続のペーパーレス化や業務の効率化を図るため、振替口座データ連携改修対応の業務委託料を計上し

ているものです。

なお、振替口座データ連携改修対応業務委託料については、地方創生臨時交付金を活用いたします。

8目自治振興費の共働のまちづくり推進事業費55万8,000円は、共働事業提案制度補助金（行政提案型）の採択が22団体となったことにより増額するものです。

11目防犯対策費の防犯対策事業費13万8,000円は、役場をはじめ公共施設の安全確保のためにさすまたの購入費を計上するものです。

18目地域交通費の地域交通環境整備事業費370万円は、令和6年度までに地域公共交通計画を策定する必要があり、本計画の策定主体である宇美町地域公共交通活性化協議会への負担金を計上するものです。

19目緊急経済対策費のプレミアム付き地域商品券発行事業費1,500万円は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により営業活動の縮小、休業等を余儀なくされた町内商工業者の事業継続支援のため、地方創生臨時交付金を活用して、プレミアム付き地域商品券発行事業補助金を計上するものです。

21目施設環境対策費、確定申告会場感染防止対策事業費270万6,000円は、令和5年2月に開設する確定申告特設会場において、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に環境対策を行うもので、広報折込手数料3万3,000円と確定申告相談予約コールセンター業務委託料266万8,000円などを、地方創生臨時交付金を活用して計上するものです。

30、31ページをお願いします。

2項徴税费2目賦課徴収費の町民税賦課経費17万8,000円の減額は、確定申告会場感染防止対策事業費で予算計上を行ったため、減額するものです。

収納経費67万8,000円は、口座振替申込みに係るウェブ口座振替受付手数料として収納手数料を14万6,000円増額し、相続人調査を実施する際に必要な相続人関係図の作成や法定相続分の計算、相続人の接触記録の情報共有などの業務効率化を図るために利用する相続財産管理システム使用料を53万2,000円計上するものです。

32、33ページをお願いします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の社会福祉関係経費18万円は、災害対策基本法で義務づけられている避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成に関するアンケートを実施するため、通信運搬費（郵便料）を計上するものです。

2項児童福祉費4目子育て支援事業費の放課後児童健全育成事業費142万8,000円は、設置から15年が経過し、故障が相次いでいる桜原小学童保育所さくらんぼクラブの空調機器を更新するための工事を、国及び県の補助を活用して計上しているものです。

34、35ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の保健衛生事業費194万7,000円は、小児基本健康診査業務委託料など、小児生活習慣病を予防し、保護者を含め保健指導を行うことにより、世帯全体の健康づくりを推進するために行う、通称うみっ子健診に係る費用で、当初予算で計上した小学5年生に加えて、小学校6年生と中学校2年生分を計上するものです。

3目予防費の予防接種事業費1,284万3,000円は、厚生労働省が小学6年生から高校1年生までの女子を対象とした子宮頸がんワクチンの定期接種の積極的勧奨の再開を決定したことに伴い、子宮頸がんワクチン（キャッチアップ）接種業務委託料1,255万9,000円などの関係経費を計上するものです。

4目環境衛生費の墓地管理費37万8,000円は、町有墓地4か所の草刈業務を委託するため計上するものです。

2項清掃費1目清掃総務費の清掃事務関係経費38万2,000円は、地域清掃等で出た大量のボランティア袋の回収や公共施設から出た剪定枝の回収等で使用する2トンダンプのリース料を計上するものです。

3目塵芥処理費のごみ処理事業費100万円は、役場ほか公共施設における産業廃棄物処理を一括契約し処理するため、公共施設ごみ処理運搬業務委託料を計上するものです。

36、37ページを飛ばしていただき、38、39ページをお願いします。

6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費の林道維持管理費680万円は、林野庁インフラ長寿命化計画に基づき、町内の老朽化した林道施設の点検・診断業務を実施するため、林道橋りょう点検業務委託料を計上するものです。

40、41ページをお願いします。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費の商工業活性化事業費300万円の減額は、2款1項19目の緊急経済対策において、プレミアム付き地域商品券発行事業補助金を計上したため、行うものです。

42、43ページをお願いします。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費の道路橋りょう維持管理費2億3,467万円の内訳は、町道炭焼～新田原線狭あい道路改良2期工事の実施に伴い、分筆測量業務委託料（補助）を127万円、鑑定業務委託料（補助）を140万円、2つ下の物件調査業務委託料（補助）を500万円計上し、橋りょう調査・補修設計業務委託料で、宇美町管内橋梁長寿命化計画に基づき、山渋橋ほか4橋の修繕工事を行うため、詳細設計業務委託料と国の補助制度の変更により、改めて橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料、合わせて2,640万円計上しています。

また、道路維持補修工事請負費では、町道四王寺坂団地1号線の舗装打換工事を3,240万円計上し、道路改良工事請負費（補助）で、町道炭焼～新田原線狭あい道路改良2期工事費と町道原田1号線狭あい道路改良工事費を計上するほか、町道柳原～大名坂線舗装修繕3期工事費、町道長谷～松ヶ本線歩道整備工事費など1億2,590万円を計上しています。

水路・管等維持補修工事請負費（補助）で、町道若草団地2号線道路側溝改良工事請負費3,600万円、町道炭焼～新田原線狭あい道路改良2期工事に伴う土地購入費（補助）を130万円、同じく物件移転補償金500万円を計上しています。

5項都市計画費5目公園費の公園管理・整備事業費の300万円は、公園高木伐採等工事や一本松公園利用案内看板設置工事を実施するため、計上するものです。

44、45ページをお願いします。

9款消防費1項消防費2目非常備消防費の消防団活動支援事業費10万2,000円は、第7分団消防車両の納車に必要な経費を計上するものです。

4目防災対策費の防災対策事業費10万2,000円は、防災備蓄倉庫の消防設備保守点検料と防災行政無線従事者養成課程講習会の参加負担金を計上するものです。

46、47ページをお願いします。

10款教育費1項教育総務費3目教育支援事業費の学校教育推進事業費2,759万7,000円は、クロームブックの使用に必要な各学校のファイアウォールの設定や保守業務など、校内ネットワークの運用支援業務を委託するため142万6,000円計上し、各小中学校に導入してから6年が経過し、機器の経年劣化による動作不具合などを起こしているパソコンの更新と併せて行う校務支援システムや校務ネットワークセキュリティ向上のためのシステム導入などに係る学校教育情報システムリース料2,617万1,000円を計上するものです。

2項小学校費1目学校管理費の宇美小学校管理費368万3,000円は、校内にあるブロック塀が隣接地側に傾き、崩落のおそれがあるため、工事を行うための境界復元業務委託料38万3,000円と学校整備工事請負費330万円を計上するものです。

宇美東小学校管理費58万3,000円は、保健室水道管の改修工事を行うため。

原田小学校管理費214万5,000円は、校内にある高圧受電設備への高圧電線改修工事を行うため。

桜原小学校管理費331万円は、校内中庭の高木伐採業務委託と経年劣化によるプールフェンス取替工事を行うため、それぞれ計上をするものです。

4目施設整備費の宇美小学校施設整備費1,027万7,000円は、小中学校長寿命化計画に基づき、令和5年度に計画している体育館外壁等改修工事を行うための設計業務委託料924万円と、48、49ページ、石綿含有分析調査業務委託料103万7,000円を計上するもので

す。

3項中学校費1目学校管理費の宇美南中学校管理費244万2,000円は、校舎や体育館で雨漏りが発生し、屋上防水や外壁補修等の改修工事を実施するため計上をするものです。

6項社会教育費4目公民館費の中央公民館事業費33万6,000円は、スマートフォン講座を昨年度に引き続き実施するため、地方創生臨時交付金を活用して、講師謝礼金や通信運搬費(郵便料)を計上するものです。

中央公民館・住民福祉センター管理費585万4,000円は、経年劣化による中央公民館大ホールの舞台照明設備の修繕料53万9,000円と災害時に避難場所となる中央公民館及び住民福祉センターのトイレの洋式化と段差等の問題改善を図るため、トイレ改修工事に係る設計業務委託料531万5,000円を計上をするものです。

6目社会教育施設費の地域交流センター管理費1,765万5,000円は、センター内の空調設備や熱源設備などの自動制御等を行う中央監視装置が耐用年数を迎えており、部品の供給が来年で停止することなどを受けて更新するため、中央監視装置更新工事請負費1,567万5,000円と誘導灯ランプが故障し、生産も2021年3月に終了していることから、LED誘導灯へ切り替えるため、誘導灯本体改修工事請負費198万円を計上をするものです。

50、51ページをお願いします。

9目歴史民俗資料館費、歴史民俗資料館事業費13万9,000円は、日本遺産「古代日本の「西の都」」地域活性化計画に基づき、宇美町日本遺産コーディネーター等による歴史講座を開催し、歴史サポーターを養成するための講座に係る経費を計上をするものです。

7項保健体育費2目体育施設費の総合スポーツ公園管理費89万円は、陸上トラックの表面部分に汚れが蓄積しており、競技に支障を来すおそれがあるため、トラック洗浄業務委託料55万円の計上と幅跳び用砂場シートカバーの購入費27万1,000円の計上が主なものです。

原の前スポーツ公園管理費154万円は、野球場の内野の整備を業者委託にて行うため。宇美南町民センター管理費137万8,000円は、敷地内のり面の草刈りを業者委託にて行うため。体育施設関係経費210万2,000円は、勤労者体育センターの暗幕修繕や林崎運動広場多目的グラウンドの整備を関係団体や利用者の要望を受けて実施するため、それぞれ計上を行い、52、53ページ、体育施設整備工事請負費37万4,000円は、天ヶ熊多目的運動場のグラウンド整備を行う際に、車両を安全に通行させるための道路拡幅や簡易整備を行うため。社会体育備品購入費48万円は、バレーボールのアルミ支柱を経年劣化により買い換えるため、計上をするものです。

3目学校給食費の小学校給食運営費324万円は、各小学校給食室の防虫防鼠清掃手数料64万9,000円と、小学校3校の真空冷却器を長年の使用により更新するためのリース料

189万7,000円、宇美東小給食室給湯機器の取替えに係る工事請負費84万2,000円の計上が主なものです。

中学校給食運営費218万7,000円は、中学校給食の食器の交換費を計上をするものです。歳出は以上です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金の狭あい道路整備等促進事業交付金4,593万5,000円は、町道炭焼～新田原線及び町道原田1号線の整備に伴い計上するものです。

2節防災・安全社会資本整備交付金の道路補修事業交付金3,350万円は、町道若草団地2号線及び町道柳原～大名坂線の整備に伴い計上するもので、交通安全施設整備事業交付金550万円は、町道長谷～松ヶ本線、町道馬場口～井野線、町道船石2号線の整備に伴い計上するものです。

5節道路メンテナンス事業費補助金の橋りょう補修事業補助金1,265万円は、山洪橋ほか4橋調査補修詳細設計業務委託料や橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託の実施に伴い計上するものです。

2目総務費国庫補助金5節地方創生臨時交付金3,271万円は、当初予算に計上した3事業への充当と本補正予算で計上している6事業の財源としているものです。

7節デジタル基盤改革支援補助金の自治体オンライン手続推進事業費補助金1,000万3,000円は、行政手続オンライン申請管理システム導入業務委託料と行政オンライン化に係るネットワーク改修業務委託料の実施に伴い計上をするものです。

3目民生費国庫補助金3節地域子ども・子育て支援事業費補助金の放課後児童健全育成事業費補助金47万5,000円は、さくらんぼクラブの空調機器更新工事の実施に伴い計上するものです。

15款県支出金2項県補助金3目民生費県補助金9節児童福祉施設費補助金の放課後児童クラブ室施設整備費補助金47万5,000円も、さくらんぼクラブの空調機器更新工事の実施に伴い計上をするものです。

5目農林水産業費県補助金2節林業振興費補助金の農山漁村地域整備交付金340万円は、林道橋りょう点検業務委託料の実施に伴い計上をするものです。

18、19ページをお願いします。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億6,085万2,000円は、本補正予算の財源とするため、繰入れを行うものです。

7目歩み出そう次の100年基金繰入金212万円は、JR宇美駅前広場の整備工事や共働事業提案制度補助金、行政提案型事業の実施に伴い繰入れを行うものです。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金は、1節前年度繰越金1,575万8,000円は、当初予算計上額を上回る見込みのため、総務関係職員人件費と同額を計上するものです。

20款諸収入7項雑入8目雑入4節財産管理雑入の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金1,000万円は、庁舎本館3階等空調機器改修工事の実施に伴い計上をするものです。

21款町債1項町債1目土木債1節公共事業等債は8,480万円は、国庫補助事業を受けて実施する道路改良工事や橋りょう調査・補修設計業務委託料の実施に伴い計上するものです。

20、21ページをお願いします。

5節公共施設等適正管理推進事業債の道路補修事業2,910万円は、町道四王寺坂団地1号線舗装修繕工事の実施に伴い計上するものです。

8目教育債1節学校教育施設等整備事業債の宇美小学校体育館改修事業770万円は、宇美小学校体育館大規模改修工事設計業務委託料などの実施に伴い計上するものです。

6節公共施設等適正管理推進事業債の中央公民館等トイレ改修事業470万円は、中央公民館及び住民福祉センターのトイレ改修設計業務委託料の実施に伴い計上をするものです。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正は、追加3件の提案を行うもので、1件目は議会ペーパーレス会議システム、期間を令和5年度から令和9年度まで、限度額を1,399万5,000円とし、2件目は議会インターネット配信業務で、期間を令和5年度から令和9年度まで、限度額を757万9,000円とし、3件目はLINEメッセージングサービスで、期間を令和5年度から令和9年度まで、限度額を470万3,000円とするものです。

右側7ページをお願いします。

第3表、地方債の補正は、追加2件、変更1件の提案を行うもので、1、追加を行うのは、公共施設等適正管理推進事業債と学校教育施設等整備事業債で、限度額をそれぞれ3,380万円と770万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、当初予算で定めた他の地方債と同じ内容で定めるものです。

2、変更は公共事業等債で、当初予算で定めた限度額1億1,370万円を1億9,850万円に変更をするものです。

最後になりますが、今回の補正に係る給与費明細書を54ページ、55ページに、56ページ、57ページには、先ほど説明をしました債務負担行為の追加分に関する調書を、58ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。本案は歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらのほうで指示いたし、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

それでは、歳出、1款議会費から2款総務費まで、24ページから31ページまで、質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 27ページです。LINEメッセージングサービスの利用料と、それと導入のところについて質問したいと思いますが、まずラインメッセージの対象範囲といますか、対象者といますか、これエリア設定による情報発信なのか、それとも登録制による情報発信なのか。ぜひ、そこをお答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。宇美町の公式ラインのアカウントサービスの導入についてということでの予算を計上させていただいております。御質問にありますように、ライン、このアカウントに関しましては、登録制という形になります。ということで、この後、準備をしまして、来年の1月に向けて、これから整備を図っていくものでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 登録制ということで情報発信、私も特に災害時の情報発信、いろんなツールを使った情報発信がもっと拡大できないかと、一般質問でもやってきましたけれども、こういったラインをきちんと活用しての情報発信ということで、それ大変評価させていただきたいなということで考えていますけれども、登録制にする限りは、きちんと利用者のほうから情報をくれというふうな登録制、どのような登録制になるか、イメージがあまり湧かないんですけれども、たくさんの方々に利用してもらわないと意味がないと思っていますけれども、その辺の周知方法。また年間、災害時は除いて結構です、何回ぐらいの情報発信をやっていこうと計画しているのか。その2点、ぜひお答えいただきたいと思います。

まず、周知方法です。どのぐらいの人数を対象に活用していこうと思っているのか。その方々に対する、もっともスマートフォン使っている方、大半の方々がライン使っているといますけれども、その方々にみんな登録してもらわないとあまり意味がないと思っていますが、その辺、何人ぐらいの登録者を見込んでいるのか。それと年間、災害情報以外のところで何回ぐらいの情

報発信、やっぺいこうと考へてゐるのか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。このラインのアカウントサービスにつきましては、近隣市町村で既に取組がされております。そもそもが福岡市さんがラインの会社と共同開発をされ、これを基に近隣の市町村も参加しているというような形でございます。

ちなみに、糟屋管内に関しましては、古賀市、新宮町、あと本町を除く残りの5町に関しては、既に昨年から加盟をされ始めております。

一番新しいところでは、お隣の志免町に関しまして、今年の3月から実施をされたということでございまして、これももちろんラインになりますので、友達登録数というのが質問のまず1点目かと思いますが、近隣の志免町が3月に加盟して、この一月の間におよそ1,800人の友達登録がされたと。

また、昨年の6月に開始した篠栗町さんに関しましては、この約9か月間ぐらいの間に8,900人ぐらいの友達の登録がされたということを知り及んでいます。

ということで住民の大体3分の1とかぐらいの方が友達としての登録をされているような形で、近隣の先進地の話を聞いたところでは、広報紙にURLを貼るとか、そのような形での登録を進めるという形で、また友達の友達という形で、どんどん広がっていくという形でありまして、私たちとしましても、近隣が3分の1、登録がおおよそ9か月ぐらいの間に進んだという話を聞き及んでいますので、今のスマホの普及率等々を考えると、2人に1人ぐらいを目指していきたいと思っております。

それと周知の方法等につきましては、もちろん、先ほど申し上げましたように、広報紙でのURLの周知であったり、今現在使っておりますSNSです、ツイッター、フェイスブック、こういったところでの掲載、あと広報紙折り込みであったりとか、窓口チラシとか、いろんな形で住民に広げてまいりたいというような形で考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 年間、何回ぐらいの情報発信を行っていかうと考へてゐるのか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 年間にどれぐらいなのかということですが、福岡市さんが共同開発されたラインサービスに関しては、随時という形になっております。という形で、いろんなこれからコンテンツがあるわけですが、具体的には生活情報、ごみの出し方であったり、子育て、引っ越し、保険、年金、医療など、そういったものの内容であったり、先ほど議員のほうか

らもお話がありました防災情報ですね、避難所、ハザードマップ、気象情報であったり、災害情報などいろいろあります。また、最近ではコロナワクチンの接種であったり、その他もろもろあるわけですが、配信するのと、もちろん質問形式のものに対応していくようなセグメント配信というものもできるという形で聞き及んでおります。

ということで、これまでのSNSのように、自治体が一方向的にライン発信するばかりではなく、住民の方たちから質問されることに適宜対応できていくようなラインシステムの開発がされているということで、その準備のために1月ぐらいまでの時間が必要になるという形になっております。

ということで、年間にどれぐらいの回数を発信するのかということは、適宜という形で考えておりますので、このラインのシステムを拡充していくために、これから準備に入っていこうと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） ぜひ、ラインだけでなく、ラインをしっかりと情報発信していただきたいと思っておりますけれども、これできちんと回答もやっていくということで、ぜひほかのSNSですね、ツイッターであったりフェイスブック、SNSというのは総合です。発信側と受信した側、相互のやり取りというのが一番大事なツールになっていますんで、その辺も併せて御検討いただけたらありがたいなと思っています。特にフェイスブックあたりで利用者の方々、見た方から質問しても何も返さないとか、そういったことは、私はあり得ないと思っておりますんで、改善に結びつけばいいなと思っているわけですが、それに対しては回答ありません。

あわせて、29ページです。プレミアム付き商品券についてお尋ねしたいと思っております。

この運営方法、多分昨年と同じような形で、まず周知を行い、そして申込みして、抽せんを行って、それを商工会で配布して、またそれから利用、換金ということに結びついていくと思っておりますけれども、その運営方法で何か今年は変わったとか、その辺、考えてありますか。昨年と同様にイメージしていいですか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 浦本まちづくり課長補佐。

○まちづくり課長補佐（浦本亜衣君） 回答させていただきます。

おっしゃったとおり、去年と同じような形で、一昨年につきましては買えないという方もいらっしやったので、買いたい方を募集して、そして抽せん行いまして、そして販売日も日にちを分散した形で販売をするという流れで行ってまいります。

○議長（古賀ひろ子君） 4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 全協のときにもお伺いしたんですけど、商工会の対応が恐らくかなり手いっぱい状況で、大変な労務もこれに加わってくるだろうと思っておりますけれども、そういった

商工会へのサポート体制、ぜひ町としてもきちんとサポート体制、もうちょっと構築していったほうがいいんじゃないかなと思っているんですが、サポート体制はどのように構築しようと考えていますか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 浦本課長補佐。

○まちづくり課長補佐（浦本亜衣君） 協議をしながら、必要に応じて、例えばこの日程でたくさん買いに行きますよということであれば駐車場の確保など、そういった形で一緒にサポートしていきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 駐車場の確保だけですか。ほか事務的なサポートとか行おうと思ってないんですか、どうなんですか。かなり業務量が多いから、要するに商工会で対応できるマックスの金額が1億8,000万ということで私、理解しているんですけども、マックスの状態で、そういった業務がかなり多忙になってくると思っているんですが、その辺のサポート体制はしないんですか。駐車場のサポートだけなんですか。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 浦本課長補佐。

○まちづくり課長補佐（浦本亜衣君） 今のところは、そういったサポートという形で、お話をしながら行っていきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 原田副町長。

○副町長（原田和幸君） プレミアム付き商品券について、今担当のほうからもお話しさせていただきましたが、基本的には昨年同様の実施形態ではと思っています。

ただ昨年の検証を踏まえた中で、少し今年度、商工会さんのほうでも1か月前倒しをして実施したりとか、あるいは販売日については、平日ではなく土日当たりにということで、役場の来庁者との駐車場の取り合いのほうは避けるようなこと取組もしてくださるといようなお話も伺っています。

この事業実施に当たっては、県のほうからの補助もいただくわけですが、併せて事務費についても県から補助が出されるということで、こういった経費を基に、商工会さんのほうでも別途、人を雇われたりということで、体制を取ってくださるといふふうに思っているところでございます。

町として、具体的に今何を支援するということは、まだ協議はしておりませんが、これから実施に向けて商工会さんのほうと十分協議、連携を図りながら進めてまいりたいというふうには思っています。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 予算書の27ページで、資料は5ページになります。JR宇美駅前広場整

備工事請負費について質問いたします。

JRの宇美駅広場において、キッチンカーなどが出店できるように設備の整備をするということと、今回予算上がっていますが、出店できる規模、どのくらい想定してありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 浦本課長補佐。

○まちづくり課長補佐（浦本亜衣君） 取りあえず、給水管と汚水排水工事という形で考えております。ほとんどのキッチンカーが、大体自己完結できるような形では持ってきてはあるんですけども、なかなかできないというところに対応するためにということで、何台入るのかっていう御質問に関しては、すみません、回答を持ち合わせてございません。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） ここにイベント等の開催する際と書いてありますけども、これイベント以外でもキッチンカーを設置したいという方がおられたら、それは許可できるようになるんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 浦本課長補佐。

○まちづくり課長補佐（浦本亜衣君） 今のところ、宇美町の駅前広場条例というところで使用の制限がされておりますので、そちらの改正を検討すれば、まちづくり課の判断でにぎわいをつくるためにというところでお貸しすることはできると思うんですけども、今のところ想定しているのは、町全体としてのにぎわいづくりのイベントというところで検討しております。今後、駅前条例の改正を——駅前広場の条例の改正をすれば、どなたでもというところでお貸しすることができるのかなというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） すみません。最後に、貸すことができるようになれば、使用料というのはどのようになりますか。

○議長（古賀ひろ子君） 浦本課長補佐。

○まちづくり課長補佐（浦本亜衣君） 使用料については、まだ検討していないところです。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。5番、平野議員。

○5番（平野龍彦君） 1点だけ質問できればと思います。事業一覧表の2ページです、上段、議会インターネット配信について質問できればと思います。

振り返れば4年前、議会改革で論議、盛んに論議されたと思います、インターネット配信、その前のページのペーパーレスを今思い出しております。4年かかったわけですが、ようやく今年の9月から実施されようとしております。

そこで提案になりますけども、志免町におきましては今年の3月から議会の見える化、開かれた議会というタイトルで、厚生・総務常任委員会のライブではなく録画配信、昨日傍聴というか、

見たわけですが、今回は常任委員会に含まれてないようです。今回はできないにしても、また数年後に開かれた議会という観点から、常任委員会も町民の皆様にライブ、あるいは録画配信をするべきではと思いますが。

○議長（古賀ひろ子君） 太田議会事務局長。

○議会事務局長（太田美和君） お答えいたします。

まず、このライブ配信、今回初の試みで進めております。今平野議員がおっしゃったように、全議員の皆さんでライブ配信を行うということで協議をしてきたものが、今形になるという形で、予算に上げさせていただいているところです。

可決いただきましたら、町長がいつもおっしゃるスピード感を持って業務に当たりますが、これは全世界に配信されるものですので、慎重かつ丁寧にテスト運営を進めながら、まずは本会議、そしてその後のことは、そのときを皆さんで検証していただいて決めさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。次に、3款民生費から4款衛生費まで、32ページから37ページまで質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 35ページになります。子宮頸がんワクチンの接種業務委託料について伺いますけれども、気になるのは全て一般財源で執り行うということで、この事業自体、私、子宮頸がんワクチンの軽減に向けて、ワクチン接種、非常に大事だと思っています。

ただ、この事業自体が町としての独自事業なのか、あるいは例えば国とか、あるいは県から、上から順に下りてきて、町でもやりましょうという事業なのか。そのあたりの位置づけというのが読み取れないんです。

と申しますのは、一番懸念してるのは、やはり後遺症の問題です。訴訟等も起こっていることもありまして、万一訴訟等が起こった場合に、どこが責任を持って対処するのかっていうのが非常に気になるところです。

そのあたりのいきさつも含めて、これは町独自なのか。あるいは県から下りてきたのか。訴訟が起こった際には、どこが対応するのか。回答していただだけませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長補佐。

○健康福祉課長（尾上靖子君） この事業につきましては、国のほうから下りてきた事業でございます。ただ定期接種、予防接種法に基づいて行われる定期接種につきましては、定期接種の位置づけではなく、特例的に行う予防接種というふうになっております。

財源としては一般財源ではございますけれど、もともと定期接種につきましても交付税措置となっておりまして、補助金、負担金等はございません。

今回の接種につきまして、健康被害が起こった場合につきましては、定期接種と同様に健康被害の申請を受けて、審査会を経て、国のほうに上げて認められれば、対応が可能ということになっております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 予算書の35ページになりますが、ごみ処理事業の件に関してお尋ねします。

事業所からの粗大ごみについて産業廃棄物扱いに今回なるということなんですけど、以前、収集運搬は町でしてあったと思うんですけども、今回このようになった経緯というのは、どのようになっていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼します。今回、事業所からのものが全て産業廃棄物扱いになったからということではなく、その扱いについてはこれまでと一緒です。

今回は町が出す粗大ごみ的なもの、特に今回問題になりましたのは、学校が、それぞれの学校で机とか、子どものです、児童の子どもとか椅子とかを買い換えた場合に、大量の粗大ごみが出てくるというところで、これまではエコルのほうに持ち込んで、机でいうとパイプである部分と木の部分とかございますけども、その辺を分別しまして、再資源化をしていただいとったところなんですけども、非常に大量の何百という数の学校備品の廃棄物が出るようになりまして、そうなったときに処理ができないというような状況にエコルがなってきたというところで、町のほうでそれらの分についての処分を考えてほしいという話があり、そうなったときに役場のほうにつきましても、扱いとしては事業所ということになりますので、一般のごみではなく産業廃棄物扱いと、町が出す粗大ごみについては産業廃棄物扱いになるというところがございますので、それらの処分について、今学校の例を出しましたけども、事業一覧のほうに上げてますように、役場のほうでも、当然いろいろな備品の買換え等で古いものがあったり、社会教育施設とか保育園とかでも備品の買換えはあって、古いものはどうにかして捨てたいというところが出てきますので、それぞれの課がそれぞれ予算化して、廃棄をしていきますと、当然事務の手間も増えますし、処分費も一回一回契約が違えば経費がかさばっていくことになりますので、今回、町から出る備品の廃棄について、産業廃棄物として処分しなければならなくなったというところで、当課のほうで全てまとめて一括して契約して、産業廃棄物として処理をするという契約をすれば、先ほどの事務的な軽減等、経費の軽減にもなりますので、今後備品の買換え等で出た分については、まとめて環境農林課のほうで契約して、廃棄をしていくということを今回決めましたので、新しく今

回から経費を予算化させていただいたものでございます。事業所から出た分の扱いが変わったとかいうところではございません。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） お昼になりましたが、このまま続けますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） では継続したいと思います。ほかに質疑はありませんか。5番、平野議員。

○5番（平野龍彦君） 8ページの下段、社会福祉関係経費ということで、提案になろうかと思えます。簡潔に。これ単費でいかれているようですが、今回は致し方ないと思えますが、将来、これは地方財政措置、つまり地方普通交付税措置、これが講じられる項目になろうかと思えます。今回アンケート、その次には専門、介護福祉職員さんとか社協さんとか、いろんな方々とのワーキング、そして作成になろうかと思えます。将来的にこういう地方財政措置を講じるべきではないかと思えますが、いかがでしょう。将来的に。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員に確認します。8ページというのは資料の8ページの避難行動要支援者の件についてお尋ねでしょうか。平野議員。

○5番（平野龍彦君） 失礼しました。事業一覧の8ページの下段、災害対策基本法に基づく災害時避難行動要支援者名簿の作成及び避難行動計画書の作成で通っていますけど、違いました。どうぞ。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） これに対する財源の（発言する者あり）現時点では、そういった措置があるというふうには確認はしておりませんので、将来的なことに關しては、この場では把握しておりませんので、すみません。不明というところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。次に、6款農林水産業費から9款消防費まで、38ページから45ページまで質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 43ページです。資料でいくと13ページです。道路橋りょう維持管理費で、今回四王寺坂団地の1号線、また舗装をしていただけるということで、大変ありがたいと思っております。

毎回聞いていることなんです。発注時期、いつごろ発注しようと思われてますか。通例ですと年度末、舗装工事等が重なってくる時期に発注してありますけれども、できたらできるだけ早い時期に発注して、工事の均衡化、発注の均衡化等を図っていただければと思っておりますけれども、い

かがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 公共工事の発注時期につきましては、今までも議員さんからいろいろ御意見いただいております。当然、年度末とかに集中しないように、できれば交付金が決定すれば、すぐ着工できるように、なるべく年間平準化して工事を実施するようには、常に心がけて実施していきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。次に、10款教育費、46ページから53ページまで、質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 予算書のページ数でいくと47ページになります。この桜原小学校の管理費のところで、クヌギの木にスズメバチが集まるので、秋になると危険なので、これ伐採するんだということで委託料が入っておりますけど、これスズメバチを業者を呼んで駆除すると木そのものを切ってしまうのっていうのは、どっちが安上がりというか、経済的に見た場合、どっちが効率的なのかということです。木を伐採するに至った、判断した経過についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 桜原小学校の伐採の件なんですけど、これはまず金額の問題ではなく、スズメバチの巣がこの木を母体にして巣ができていくということなので、駆除するためには伐採するという方法しかないという形です。なので、巣の部分だけを切るということは、いわゆる木を切るということになりますので、伐採をするということです。

この木が実は高さが校舎と同じぐらい、4階建てぐらいの高さまでなってます。このせいで学校の教室、これ教室の横なんですけども、教室の部分もすごい日陰になっているんです。そういった意味も含めて、巣もあることから伐採してしまうというような判断をしているところです。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 49ページです。資料でいくと19ページです。スマートフォン講座についてお伺いしたいと思いますけれども、開催の場所、これはどこでやるんですか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西社会教育課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 公民館講座ということになっておりますが、今改修中ですので、交流センターを考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） せっかくスマートフォン講座、これ開催の希望が非常に多いんです。各自

治公民館にWi-Fiを設置しようということで、交付金を使ってそういった事業もなされておりますけれども、そういった自治公民館に出向いてのスマートフォン講座っていうのは考えてないんですか。ぜひ、そういったことをやっていただけると、事業の関連も膨らんできて、高齢者の方もやっとスマホを手にした。でも、使い方が分らん。講座に行こうという方も増えてくるんじゃないでしょうかと思ひまして質問いたします。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 実は私たちもそういうことを考えております。学習支援とか、いろんな形でこれ持っていけるかなということで協議をしておりますので、今年度まではこんな形でやる予定で、その後というのは当然ながら地域に出っていくことも、今回は中央公民館講座ということなので、場所は違いますが、中央公民館でやります。その後は地域に出向いてとか、そういうことも考えておりますので、ありがとうございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 最後の質問をしたいと思います、51ページ、ここに宇美町歴史サポーター養成講座と、何かすごく興味がありそうな事業が計上されておりますけれども、宇美町日本遺産コーディネーター等による歴史講座を開催しと、私も行きたいなと思っているんですけども、この宇美町日本遺産コーディネーターというのは、具体的にどういう方がなっているんですか。どういう方がおられるのか、具体的に。何か大学校教授級とかいろいろ書いてありますけども、どの方が日本遺産コーディネーターになられているのか。講師の方でしょうけど、具体的にどういう方ですか。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西社会教育課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 説明が足りなくて申し訳ありません。今からコーディネーターをお願いするということなんですけれども、今考えておりますのは、宇美町文化財専門委員の中に大学の先生も入っていただいていますので、そういう方やその委員さん、文化財に詳しい委員さん、それとか、そうですね、そういう方を考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 一般財源で出されるわけなんですけれども、これ日本遺産の広域連携組織とかありますよね。そういったところからの予算、出ることはないのかっていうのが1点と、あと人材活用と今後の活用計画、ここで養成した方々がどのような形で力を発揮していただくか。そういったビジョンというか、ぜひお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） まず、日本遺産のほうからのお金が出ないかということなんですけど、こういうのも探ったんですけど、単町でやるものに関しては、今のところお金が出る

がありませんので、そういうのはぜひ引っ張っていきたいと思っておりますが、今のところはございません。

それと2点目の今後の構想ということで、ここも事業一覧にも書かせていただいているんですけども、3年間かけて育てていきたいと思っております。これは今までも実はそういうサポーターを育てようとした経緯があったけど、育たなかったという経緯がある。近隣、大野城や太宰府が既にサポーターさんのような人材を育ててらっしゃるということで、そういうところにも伺ったら、短時間で育てるとうまくいかないというのも今回分かりましたので、時間をかけて、3年の間、早く育てば育ててほしいと思っておりますけど、時間かけて育てたいと思っております。

1年目はまず講座を受けていただいて、2年目は特に太宰府、大野城のボランティア団体との交流を含め、そういうところでノウハウをまた教えてもらったりとかいうことも考えております。

そして、3年目には実際に、例えば大野城ウォーキングとか、町内の光正寺古墳からとか、いろいろ構想は持っておるんですけど、そういうところを実際にコーディネーターの方と一緒に歩いてもらって紹介、参加した方にちょっとでも紹介をできるっていうようなものを身につけていただいて、4年目からはこれが1つの団体になったらいいかなということを考えておるところです。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 予算書の47ページから49ページ、宇美小学校の施設整備費、体育館大規模改修事業ですけど、築年数が49年経過で、改修する時期に当然来てる。改修されると思うんですけども、その前に漏水とか爆裂とか、そういったのが先に来ますんで、当然、計画から施工するまでの時間かかると思うんですけど、それまでの応急処置というのは何か施されていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 私が今記憶している限りでは、大きな雨漏りとか、それから爆裂による外壁の剥落とかというのは聞いておりません。小さなものに関しては、その都度、学校のほうで修繕を行ってもらっている状況です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 南中学校のほうも同じように漏水の問題が出ているみたいなんですけど、建物の耐用年数を考えたときには、漏水する前にするか。漏水したときには応急処置をするっていうのが一番大事なことかと思っております。その辺を考えたときに、学校の関係者の方で応急処置をされているんですか。それとも業者使ってやってあるんですか。宇美小学校と南中学校もなんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 南中学校の雨漏りについては、規模が大きゅうございます。それで、当然業者を入れて工事というか修繕を行うと、行いたいというふうに考えておるところです。

そのほかの先ほど学校が対応しているということについては、基本は、すみません、言葉が悪くて申し訳ないんですが、学校が対応しているのは、学校の人が穴を埋めてるとか、そういうことではありません。一応業者を必ず入れて修繕を行っているんですけども、大きなものではないという意味です。

基本、学校から連絡あれば、うちのほうから必ず職員が現地の確認を行って、その規模に応じて、すぐできるものについてはすぐするというふうな対応を行っているところなんです。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳出の質疑を終結します。

次に、歳入一括質疑に入ります。16ページから21ページまで、質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳入の質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○7番（入江政行君） 総括質疑で質問いたします。

地方創生臨時交付金の、予算書には数件、計上されていましたが、大枠での計上はなされていないと。当然、私、臨時会で議案が出るんだ、補正予算が出るんだろうと思ってました。出ない理由と、町長はよくスピード感を持って取り組んでいくという割には、交付金の活用についての議案が出てない。今後、どういったものに活用されるのか。なぜこの臨時会で出なかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 原田副町長。

○副町長（原田和幸君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

コロナの交付金の活用については、さきの全員協議会の中でも説明もさせていただいたところでございますけれども、基本的な考え方として、コロナの感染状況を見ながら、適切な時期に町民にとって必要な事業をやっていこうということで、これまでも実施をさせていただいたところがございます。

そうした中で今年度、令和3年度からの繰越しということになりますけれども、現在、当町のほうに配分されている額は、およそ1億6,000万という金額の中で、今回の補正予算の中では約4,000万ほどの経費を充当させていただいたところなんです。残る1億2,000万について、それが予算上がってないということであろうかと思うんですけども、これについても先日の全

協でも話をさせていただきましたが、いろいろ町のほうでも検討している事業ございます。

ただそれについては、いろんな制度設計するのに少し時間がかかっておりますので、今回の計上には至りませんでしたけれども、できれば次の6月議会等において、早急に予算を計上させていただきたいというふうに思っているところでございます。

まだまだコロナの感染状況が予断を許さない状況の中で、またそのほかにも必要になってくる事業等もあるかと思いますので、そういったものを見極めながら進めてまいりたいというふうに思っています。

また、今朝の新聞等にもありましたように、低所得の方々についての給付事業等の報道もなされておりましたので、こういった情報も国のほうから今後入ってくると思いますので、そういったところを踏まえて事業設計をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○7番（入江政行君） 6月の定例会で計上されるという形によろしいわけですね。それで、地方臨時交付金というのは、もともと新型コロナ対応ということなんですよ。それが本来の目的なんですよ。そうすれば、例えば宇美町でPCR検査を無料にするようなことをやっていくとか、前回やりました、今コロナ禍の中で生活困窮者がいらっしやいます。1つの方法として、水道の基本料金を免除ということの対応されると。だから、そんなに深く考える必要なくて、すぐ対応できるようなことはたくさんあると思うんですよ。それをなぜやらないかということをおし上げています。もう一度、回答をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田副町長。

○副町長（原田和幸君） 水道料の減免につきましては、昨年度、確かに3か月間、基本料金減免ということで実施をさせていただきました。そのほかにも、いろんな新しい生活様式の下で、キャッシュレス推進事業であったりとか、本当に町の独自性を生かして、いろんな事業を実施させていただいたところでございます。

そういったものをしっかり検証しながら、今後どういった事業が本当に必要とされるのか。同じものを何度もするというのではなくて、いろんなそこで得られた成果や効果等、またいろんな改善点も含めて、今後の事業に生かしていかなければいけないというふうに思っているところで。そうした中で、先ほど話した1億2,000万円の使い道等についても、しっかり今制度設計を行っているところで、何とか6月には計上ができるようにということで進めてまいりたいというふうには思っています。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。5番、平野議員。

○5番（平野龍彦君） 昼休みなんで簡潔に。2点ほどあります。1点目が貴船公園でございます。

長谷～大谷線ですかね、あそこの急勾配、絶壁なんですけども、提案です。単費、今回は単費のようですけど、今後は防災・安全社会資本整備事業ですかね。それで講じて、危険な貴船公園を安全な公園にしてもらいたいと思いますが御見解を。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 今回の補正予算に計上させていただいておりますが、一応貴船公園の伐採等についても、今年度実施をする予定です。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○5番（平野龍彦君） 質問の答えでは、答えられてない。防災・安全社会資本整備事業を講じてみられて、100%該当すると思うんですが、いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 公園の交付金関係につきましては、2ヘクタール以上が対象になります。主に既存の補修というところで、ほとんどが遊具の更新というところになります。ですから、貴船公園につきましても、追加で広げていっている部分もありますし、当然、交付金が使えそうな形では、まずは検討するというのが第一になるんですけど、どうしても交付金のないところについては、一般財源というところになっています。当然交付金は、交付金を取るという形では、常に考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○5番（平野龍彦君） 分かりました。既に今貴船公園の急勾配、絶壁面は、ネットは張られていますけど、上のほうはジャングルになってまして、枝葉がネットを破ってます。そして、枝が落ちてきてます。小石も落ちてきています。大きな石はまだ落ちてませんが、数年後ではなくて、早急に対応してもらいたいと思います。

2点目が県民の森のバス停のところの歩道です。町道は長谷～松ヶ本線ですかね、県民の森のバス停。数年前から歩道が10センチしかないんです。町道、約50メートルぐらい、1,500ぐらいの歩道が10センチしかないんです。そこをガーデンの子どもが65名、毎朝、毎晩、通学をしております。4トントラックがあそこに3台並ぶんです。朝晩、交通量があるというところで、危険な通学路となっております。

今回、工事をされるわけですが、早急にしてもらいたいと。工期を年度末とかじゃなくて、いかがでしょう。早急にしてもらいたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 基本は早急にするように心がけて進めていきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 私は、今回の一般会計補正予算（第2号）に対して、反対の立場から討論をさせていただきます。

この3月の議会に出されたのが骨格予算ということで、今回が肉づけ予算ということで、期待しながら予算の内容を注目して見たわけなんですけど、今、最も求められているものは何かと。私はコロナ対策ではないかと思えます。

非常に町民、コロナにかかっても行政から満足な対応を受けることができずに、自宅療養という名の放置されている人はたくさんおられます。御商売されている方々も、時短営業などで非常に営業時間、短くなって、収益が思うように上がらず苦しんでいる。先行きが見えないこの状況、一向に改善の兆しがない。新型のオミクロン株の流行ということで、町民生活、町民の皆さん、非常に不安で切迫した生活を送っていると思われまます。

そういった中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これをいかに活用していくかというところが非常に大きな目玉という、大きな着目すべきポイントではないかなというふうに思ったわけなんですけども、この交付金を活用した事業、私が気がついたところを見てみますと、ペーパー——会議のペーパーレス化の事業ですとか、議会のインターネット化、あるいはスマートフォン講座、公式のライン関連のシステム導入委託、プレミアム商品券、あるいは確定申告の会場の感染防止対策、こういったことに予算を割かれておりますが、確かにこれらの事業全て否定するものではありません。否定するものではないんですが、しかし、これ苦しんでいる町民を助けるに、事業として捉えるには優先度が少し違うんじゃないかと思うわけです。

具体的にいいますと、自宅療養されている方に対して、買物とか、そういった支援とか、あるいは自営業者の方や飲食店の方など、コロナの感染で非常に営業に打撃を被っている方に対する支援、あるいは医療関係に従事している方に対する支援だとか、こういったものですよね。あるいはPCR検査キットを町で購入して、それを町民に配ってくるとか、そういういろんな対応考えられると思うんです。要するに町民生活に対して、もっと踏み込んだ支援が今求められているんじゃないかなと思うわけなんです。

今挙げたのを全部やろうとしたら1億円どころじゃなくて、もっとかかるとは思いますけども、それは全部やるというじゃなくて、じゃないんだけど、できることはあると思うんです。今1億6,000万あって、4,000万、今度使ったから残りが1億2,000万、その使い道は6月ということですが、これがコロナの感染の初期の状況であれば、それも致し方ないかなとは思ったんですけれども、しかし、これ6月、また出されると言いますけれども、それまで町民

にさらにコロナ禍で苦しんでいる状況を、忍従を強いるということは、非常に私はあってはならないことではないかなというふうに思うわけです。

今回の予算内容が町民の命と健康を守るという観点から見た場合には、非常に不十分な内容ではないかというふうに判断せざるを得ないわけです。非常に6月に出ると言いますが、それは私はちょっと遅いです。遅いということで、今回の予算については反対と、反対せざるを得ないというふうに、もっと町民生活に対して踏み込んだ支援というものを、コロナ対策を要望して、私は反対といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○2番（安川禎幸君） 2番、安川禎幸ですが、私は賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算、3月議会に提案されたものが骨格予算でもありましたので、新しい新町長、安川町長体制になられて初めての事業を含む予算というふうに考えているところでございますが、中を見てもみますと、例えば共働提案事業の予算でありますとか、あと行政の手のオンラインシステムに関する経費、あるいは議会でいいますと、先ほど局長が答えられてましたけど、インターネットの配信、非常に新しいところであります。

あと今日いろいろやり取りの中で質問に入れてありましたけれども、プレミアム付き地域商品券の発行業務でありますとか、こういうふうなもろもろの、JR宇美駅前の広場の整備とか、もろもろの予算を今回計上して、なおかつ、その財源となる裏づけには交付金、補助金等を最大限に活用されて予算を組まれているというところで、私は非常に適切な予算ではないかなと思うところであります。

コロナの状況も日々変化しております。また、国外に目を向けますと、いろいろ戦争とか、いろんな状況もある中で、日々変わっていく状況を見ながら、執行部の方々もそれに対応して予算組み、あるいは事業を推進されているというふうに思います。

まだ今後6月、9月、続きますので、そちらにもまた期待したいというところで、私は賛成ということで討論させていただきます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本臨時会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年第2回宇美町議会臨時会を閉会いたします。

○議会事務局長（太田美和君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

12時35分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4年 6月 3日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 丸 山 康 夫

署名議員 高 橋 紳 章